

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年9月15日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 藤原 威一郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本件は、既に運用している多機能型地震観測中枢局装置（本庁）の設定変更を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 多機能型地震観測中枢局装置（本庁）の設定変更
- (2) 業務内容 気象庁本庁の多機能型地震観測中枢局装置の設定変更を行う。
- (3) 履行期限 令和4年2月28日（月）

3 業務目的

収集した地震波形データ、地殻変動データ、震度データ、緊急地震速報の発表に必要なデータを次期地震活動等総合監視システムに配信するため気象庁本庁の多機能型地震観測中枢局装置の設定変更を行う事を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 本装置に係る地震火山部のシステム及びネットワークの接続構成を熟知するとともに、

本装置が地震情報に係る多種多様なデータをリアルタイムに処理し、総合的な監視・情報発表を行う当庁の防災業務を担う重要なシステムであることを十分理解していること。

- ② 地震監視業務等に支障を与えないように設定変更作業を行うことができる技術を有すること。
- (3) 設備・システムに関する要件
本装置の性能・機能仕様を十分に理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足させるとともに、システム全体として所要の性能を発揮させる技術を有すること。
- (4) 守秘性に関する要件
 - ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務実績に関する要件
オンライン処理システム（観測データの収集・配信）に係る設定変更を実施した実績を有すること。
- (6) 情報管理体制に関する要件
本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 吉田 松司

電話 03-6758-3900（内線 2516）

E-mail : kishou-keiyaku@jma.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年9月15日（水）から令和3年10月7日（木）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年10月8日（金） 17時まで （1）に同じ

持参、郵送（書留郵便に限る又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）

「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（5）詳細は説明書による。